

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株(XBB.1.5)に対応した1価の接種を行っています

- ★接種費用：無 料（1回限り）
 - ★接種期限：令和6年3月31日（予定）
 - ★初回接種がまだの方は、XBB対応ワクチンでの初回接種を受けてください。
 - ★予約方法 ①65歳以上の方は、市内であれば直接申込みしてください。
②12歳～64歳、小児（5歳～11歳）はWEB予約です。
③乳幼児（生後6か月～4歳）は健康推進課に電話予約してください。
- ※今後、接種希望者が少なくなりましたら、予約方法が変更になる可能性があります。

12歳～64歳の方のWEB予約方法

- URL及び二次元コードにて申込フォームを開き入力してください。
<https://www.city.tsukumi.oita.jp/ques/questionnaire.php?openid=34>



5歳～11歳の方のWEB予約方法

- ※接種日・医療機関を決める予定です。（月1回程度）
- URL及び二次元コードにて申込フォームを開き入力してください。
<https://www.city.tsukumi.oita.jp/ques/questionnaire.php?openid=35>



【新型コロナワクチン接種に伴う健康被害救済制度について】

予防接種の副反応には、一時的に起こる発熱、接種部位の発赤、膨張(はれ)などの比較的小く見られる軽い副反応以外にも、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村で行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類は種類や状況によって変わりますので、厚生労働省の「予防接種健康被害救済制度」をご確認ください。確認できない場合やご不明なことがありましたら、健康推進課にお問合せください。

【大分県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口】

新型コロナワクチンの予防接種については、接種後の副反応など医学的知見が必要となる専門的な相談等については、大分県の相談窓口へお問合せください。

★電話番号：097-506-2850

★受付時間：午前9時～午後6時(土日・祝日も実施) ※令和5年12月31日から令和6年1月3日を除く。

津久見市役所 健康推進課 新型コロナウィルスワクチン接種対策チーム
TEL0972-82-9523(直通)